



とみさと元気な農業支援給付金

農業用プラスチック等の資材や農薬などの物価高騰の影響を受ける
農業者の皆さまに給付金を支給します。

申請期間

令和7年**2月17**日(月)から令和7年**6月30**日(月)まで

※郵送の場合は当日消印有効

支給要件 ※給付金の支給対象者は、下記の①から⑤の要件をすべて満たす方となります。

- ①令和7年1月1日時点で、次のいずれかに該当する方
 - ア 富里市の**住民基本台帳に記載**されている個人事業主である農業者
 - イ 富里市内に主たる本店または事務所の所在地を置いている法人
- ②自ら農産物を生産し、税務申告書類等※1において、**令和6年分の農産物の販売金額**※2の申告を行っている方
 - ※1 市民税・県民税申告者は、販売金額が分かる書類
 - ※2 法人は、直近の農産物の売上高
- ③申請日時点において、**市内で営農**しており、**引き続き営農する意思**がある方
- ④申請日時点において、**富里市税※を滞納していない方**
 - ※富里市税…市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税
- ⑤暴力団員等でない方

給付額

例えば **販売金額 987,654円**の場合
 $984,654 \times 0.05 = 49,382$
⇒ **給付額 49,000円**

○個人事業主：令和6年分の税務申告書類等における農業収入金額のうち
農産物の販売金額

○法人：申請日の属する事業年度の直前に終了した税務申告書類に
おける農産物の売上高

※いずれも雑収入(各種補助金、交付金等、仕入販売金額等)を除く

給付額
= 千円未満切捨て
× 100分の5
(5%)

上限5万円

申請方法

1. 申請書を富里市公式ホームページからダウンロードまたは農政課窓口で配布
2. 申請書類を農政課窓口へ直接持参または農政課宛に郵送
※申請書類は、裏面をご覧ください。

市公式ホームページはこちら

【申請・問い合わせ先】

富里市経済環境部 農政課農業振興班

電話 0476-93-4943 〒286-0292 富里市七栄652-1

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時00分

